

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市

公表日

令和7年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 (1) 予防接種者の選定・通知 (2) 予防接種実施の登録 (3) 健康被害の救済措置に関する事務 (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 (5) その他上記に関連する事務
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表第14及び126 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(予防接種関係)、第67条の2(新型インフル特措法関係) (3) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報の提供 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、153、154の項 2 情報の照会 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 長寿保健課
②所属長の役職名	長寿保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel.0879-26-1360
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 Tel.0879-26-1360
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムにアクセスできる担当者を決めており、リスク対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定	新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定		
令和3年6月21日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和3年6月21日	1 関連情報 3 個人番号の利用	(1) 番号法第9条第1項 別表第一第93の2の項	(1) 番号法第9条第1項 別表第一第93の2の項		
令和3年6月21日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点		
令和3年6月21日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点		
令和3年8月30日	1 関連情報 3 特定個人情報ファイルを取	新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定	新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定		
令和3年8月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年8月1日時点		
令和3年8月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年8月1日時点		
令和4年2月18日	評価書名	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務_基礎項目評価書	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務		
令和4年2月18日	宣言文	東かがわ市は、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実	東かがわ市は、予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実		
令和4年2月18日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務		
令和4年2月18日	1 関連情報 3 個人番号の利用	(1) 番号法第9条第1項 別表第一第93の2の項	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項		
令和4年2月18日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシ	1 情報の提供 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 115の2	1 情報の提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、		
令和4年2月18日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年2月1日時点		
令和4年2月18日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年2月1日時点		
令和6年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律		
令和6年4月1日	1 関連情報 3 個人番号の利用	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項	(1) 番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項		
令和6年4月1日	5 評価実施機関における担	市民部 保健課	市民部 長寿保健課		
令和6年4月1日	1 関連情報 5 評価実施機関における担	保健課長	長寿保健課長		
令和6年4月1日	7 特定個人情報の開示・訂	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 ☎0879-26-1229	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 ☎0879-26-		
令和6年4月1日	1 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 ☎0879-26-1229	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 ☎0879-26-		
令和6年4月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和6年4月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年4月1日時点		
令和7年2月19日	3 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10、93の2の項	・番号法第9条第1項 別表第14及び第126の項		
令和7年2月19日	3 個人番号の利用法令上の根拠	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年号外内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	(2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(予防接種関係)、第67条の2(新型コロナウイルス特措法関係)		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項	(1) 番号法第19条第8号		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	削除		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、153、154の項		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	番号法第19条第8号		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	削除		
令和7年2月19日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表25、26、153、154の項		
令和7年2月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年2月1日時点		
令和7年2月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年2月1日時点		